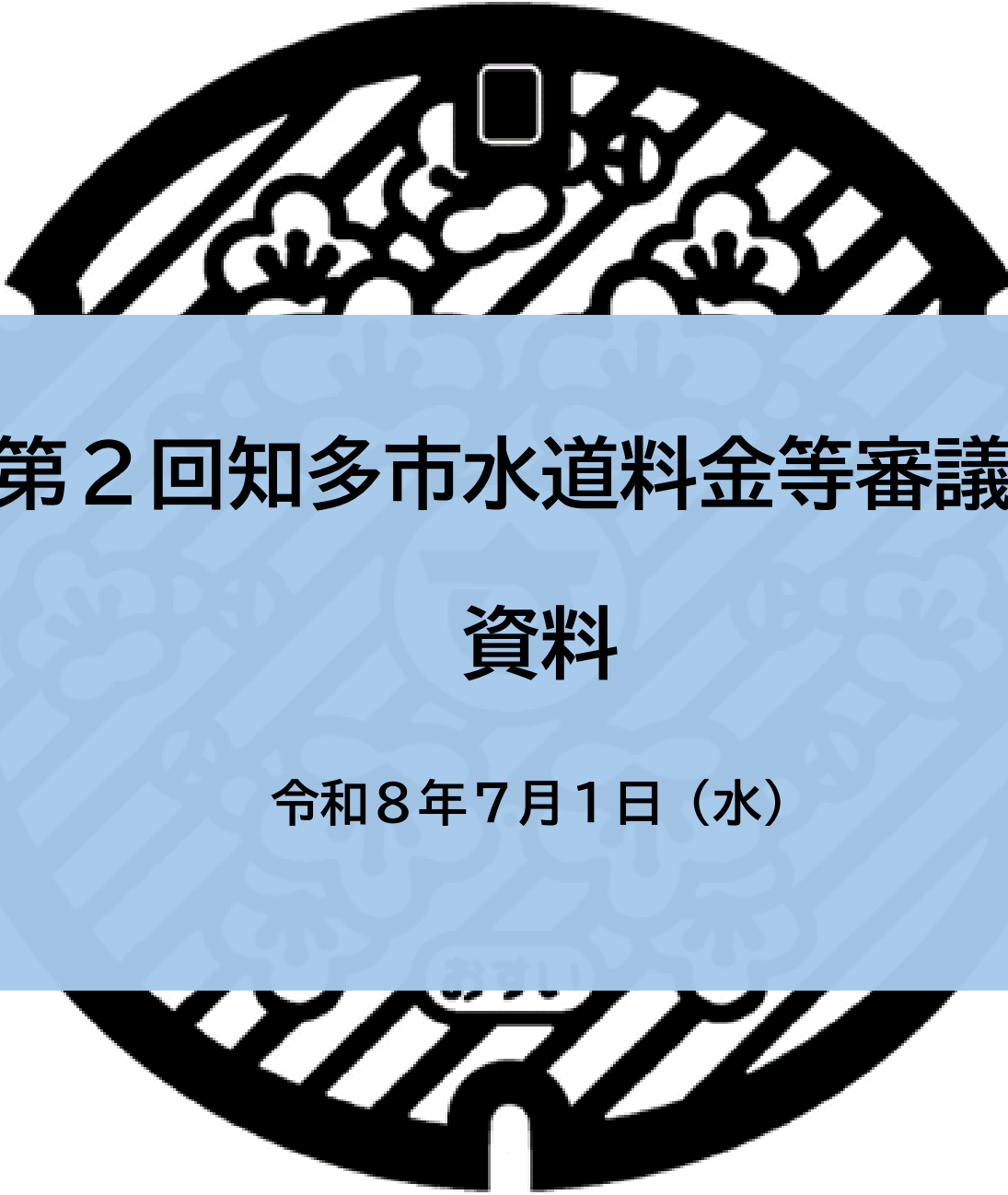




第2回知多市水道料金等審議会 資料

令和8年7月1日（水）

1. 課題の整理

(1) 下水道使用料収入の減少

本市の下水道事業は整備がほぼ完了しており、区域拡大による下水道使用料収入の増加は見込めません。市全体の人口減少に伴い、下水道使用料収入は減少していく見通しです。

(2) 維持管理費及び資本費（減価償却費・支払利息）の増加

物価や人件費の上昇により維持管理費は増加傾向にあり、また施設の老朽化対策及び耐震化により資本費についても増加傾向です。今後もこの傾向が継続することを見据えた事業運営が必要です。

(3) 経費回収率の悪化

下水道使用料で賄うべき経費が賄えない状態が続く見通しです。これは、独立採算の原則に沿わず、今後の改善が急務となっています。

(4) 一般会計繰入金の減額

令和8年度以降、一般会計からの繰入金が5億円から4億円の減額となります。減収分をいかに補うかが今後の課題となります。（基準外繰入から1億円減額）

2. 下水道使用料改定の考え方

2-1 国の考え方

総務省は、**1 m³当たり150円**を適正な使用料単価として掲げ、現在の使用料単価で汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは適正な使用料単価まで引き上げることとしています。

(出典)

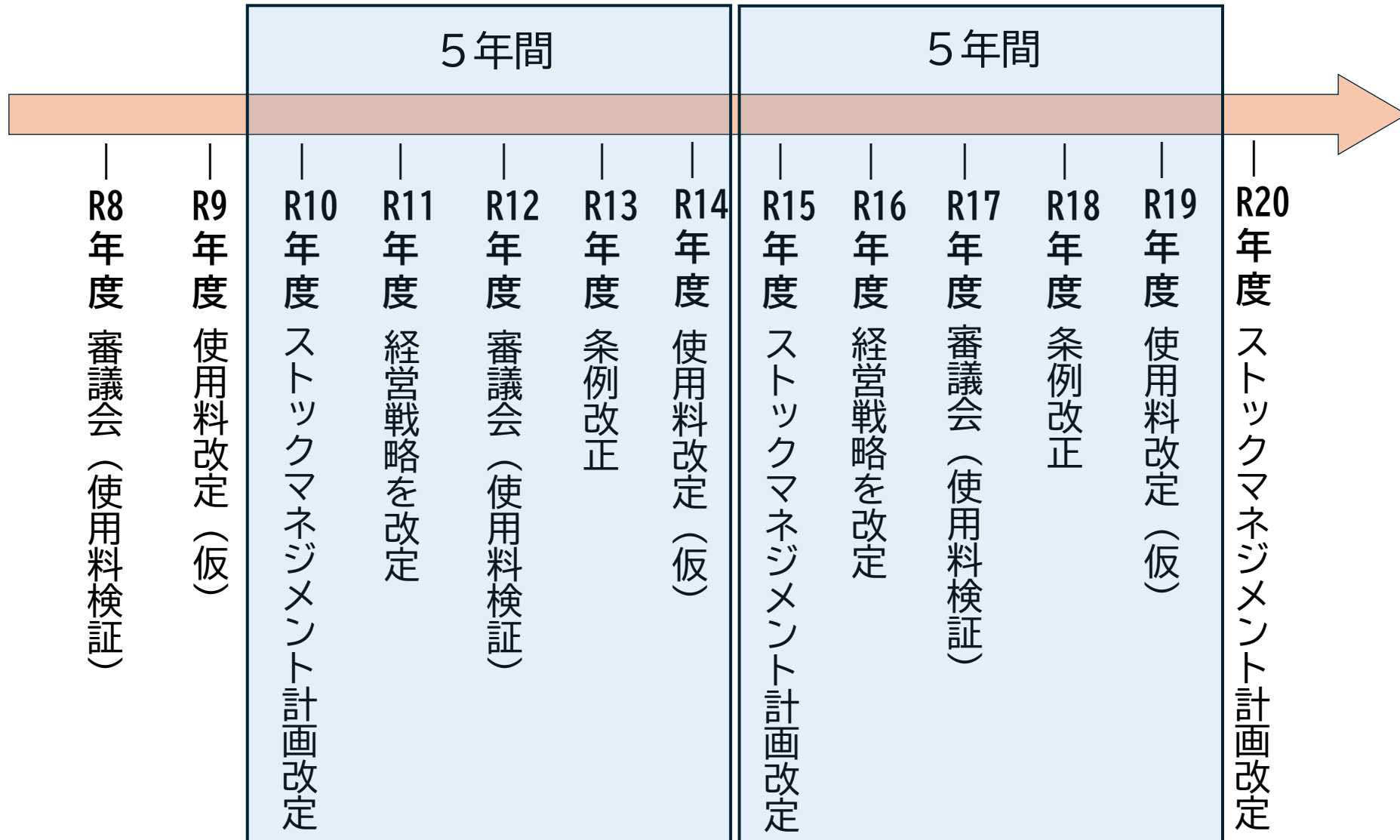
- ・平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料
- ・公営企業の経営に当たっての留意事項について
(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

知多市の下水道使用料単価の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7 (見込み)
使用料単価 ①／② (円／m ³)	109.9	109.8	109.6	109.6	109.7	109.7
下水道使用料収益 ① (円)	905,223,349	882,502,764	870,394,949	853,294,692	848,102,698	842,093,920
有収水量 ② (m ³)	8,239,487	8,038,759	7,937,994	7,787,251	7,733,436	7,678,951

2. 下水道使用料改定の考え方

2-2 知多市の使用料改定検証のサイクル（予定）



2. 下水道使用料改定の考え方

2-3 下水道使用料算定の基本的な考え方

公益社団法人日本下水道協会が、国土交通省下水道部と連携し設置した「下水道使用料調査専門委員会」にて、調査検討を行い策定された「下水道使用料算定の基本的な考え方」に則り、下水道使用料を算定します。

使用料算定期間

使用料対象経費を積算する期間を設定する。3年から5年程度に設定することが適当である。



収支の見積り

算定期間中の収入・支出額を見積もる。収支の見積りに当たっては、物価水準の変動を考慮することが望ましい。

使用料対象経費の算定

算定期間中の支出から使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する。



収支過不足の確認

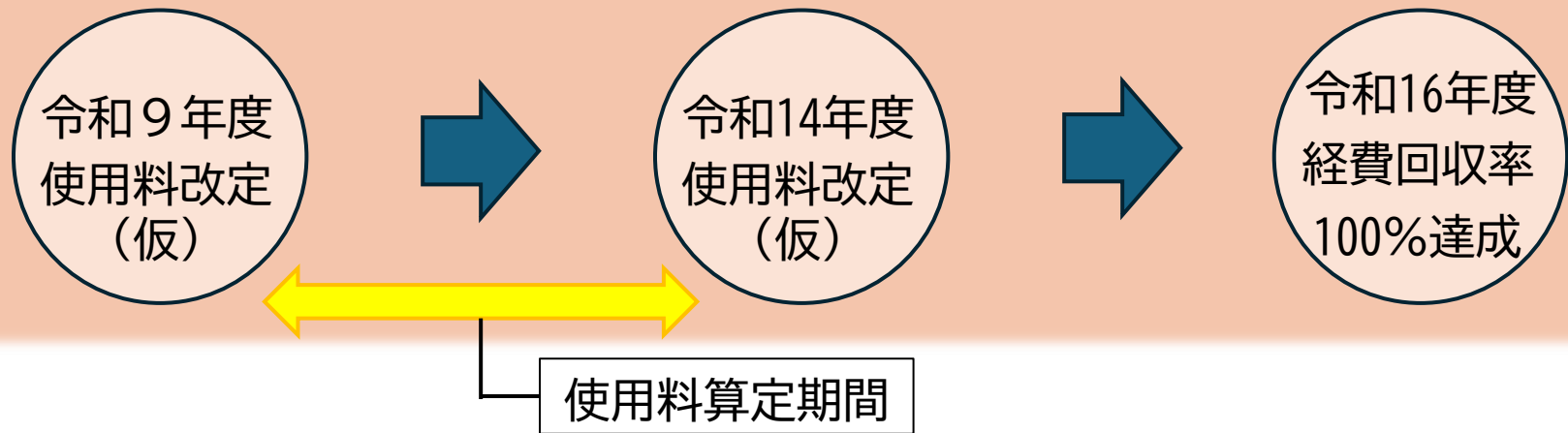
収支過不足より改定率の目安を判断する。基本は単年度損益により確認するが、資金不足回避の観点から、資金収支についても考慮することも適当である。



2. 下水道使用料改定の考え方

2-4 令和9年度改定の使用料算定期間

知多市下水道事業経営戦略



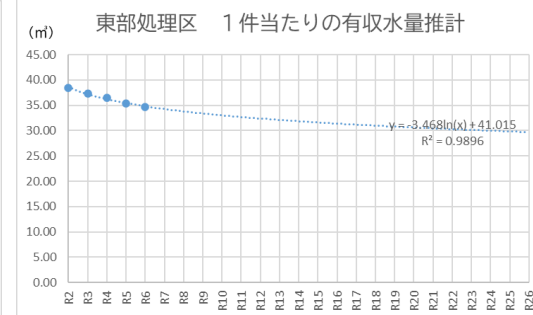
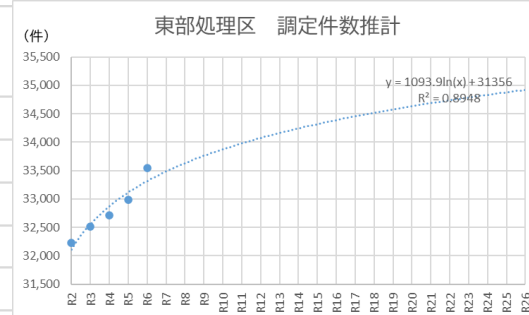
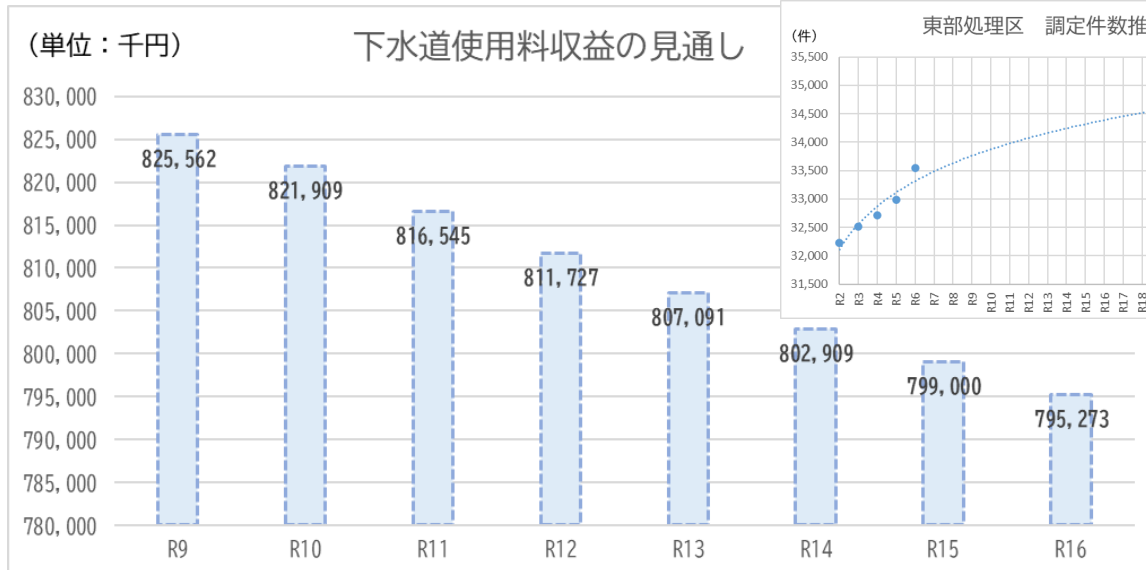
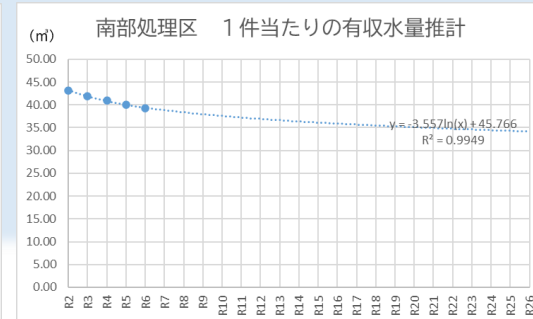
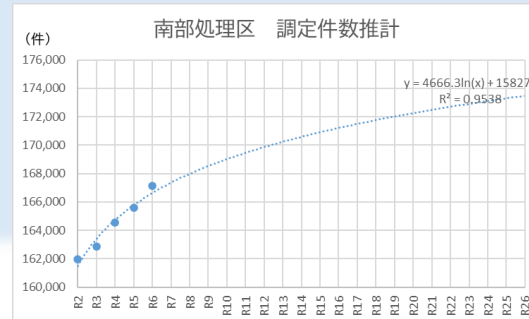
本市の下水道事業経営戦略では、令和9年度、令和14年度の使用料改定を経て、令和16年度の経費回収率 100%達成を目指すとしています。

審議の対象である令和9年度の使用料改定では、次の使用料改定の前年度である令和13年度までの5年間を使用料算定期間として定めます。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-5 収支の見積り（収入 - 下水道使用料）

南部処理区・東部処理区の別に、調定件数（使用料請求件数）と調定1件当たりの有収水量（排水量）を近年の増減傾向から予測しています。これをもとに、年間の排水量を算出し、近年の使用料単価を乗じることで、下水道使用料収益を見積もっています。



2. 下水道使用料改定の考え方

2-5 収支の見積り（収入 - その他）

■一般会計繰入金

本来、基準外繰入に頼らない経営を目指すべきではあるが、今回の使用料改定では、現在の繰入額が継続されるものとし、基準内・基準外合計で4億円としています。

■長期前受金戻入

投資計画にて、財源として見込んだ補助金等をもとに計算しています。

※減価償却費のうちの特定財源（補助金等）相当分を、収益計上するもの。

■その他（手数料収入・消化ガス売却代等）

これまでの実績額をもとに推計しています。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-5 収支の見積り（費用 - 人件費・維持管理費）

2026 年 4 月 28 日
日 本 銀 行

経済・物価情勢の展望（2026 年 4 月）

【基本的見解】¹

<概要>

- 先行きのわが国経済を展望すると、2026 年度については、中東情勢の影響を受けた原油価格上昇が、交易条件の悪化などを通じて企業収益や家計の実質所得に対する下押し要因となることから、成長ペースは減速すると考えられる。もっとも、企業部門で高水準の収益が続いてきたことなどに加え、政府による各種施策や緩やかな金融環境などが経済を下支えするため、わが国経済は、伸び足を縮小しつつも、緩やかな成長を続けるとみられる。2027 年度以降は、原油高のマイナスの影響が減衰し、所得から支出への前向きな循環メカニズムが徐々に強まっていくことから、わが国経済は成長率を緩やかに高めていくと考えられる。
- 物価の先行きを展望すると、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、賃金上昇を販売価格に転嫁する動きが続くもとで、原油価格上昇が、エネルギー価格や財価格を中心に押し上げ方向に作用することから、2026 年度は 2% 台後半になると予想される。その後は、原油高の影響が減衰していくもとでプラス幅を縮小していき、2027 年度は 2% 台前半、2028 年度は 2% 程度になると予想される。この間、人手不足感の強い状況が続くなかで、賃金と物価が相互に参照しながら緩やかに上昇していくメカニズムは維持され、中長期的な予想物価上昇率は上昇していくと見込まれる。こうしたもとで、消費者物価の基調的な上昇率は、徐々に高まっていくと予想され、2026 年度後半から 2027 年度にかけて「物価安定の目標」と概ね整合的な水準となり、その後も同程度で推移すると考えられる。

消耗品費・委託料・修繕費・原材料費などの維持管理費用は、日本銀行が発表した経済・物価情勢の展望（2026 年 4 月）をもとに、前年度比 2% 増の物価上昇率を見込んで費用の推計をしています。

人件費は、公共工事設計労務単価の全国全職種の過去 5 年間の平均増減率 4.8% を上昇率として見込んでいます。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-5 収支の見積り（費用 - 減価償却費・支払利息）

■減価償却費

投資計画にて、見込んだ事業費をもとに計上しています。

■支払利息

投資計画にて、財源を企業債とした額を借り入れた場合の支払利息により計上しています。

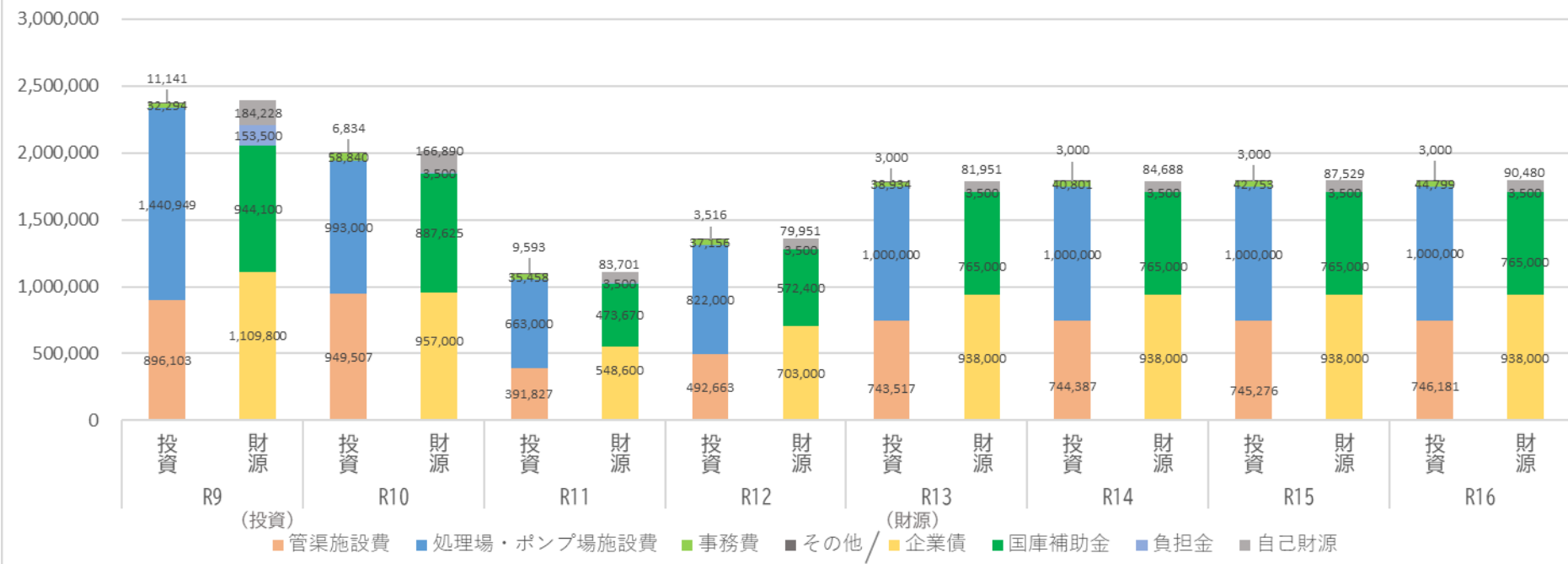
借入利率は、令和8年5月31日時点の地方公共団体金融機構が示す利率で見込んでいます。建物や構築物に係る借入は、償還年限30年で利率3.30%、機械や装置に係る借入は、償還年限20年で利率2.80%で見込んでいます。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-5 収支の見積り（投資計画）

投資計画及び財源計画

(単位：千円)



投資

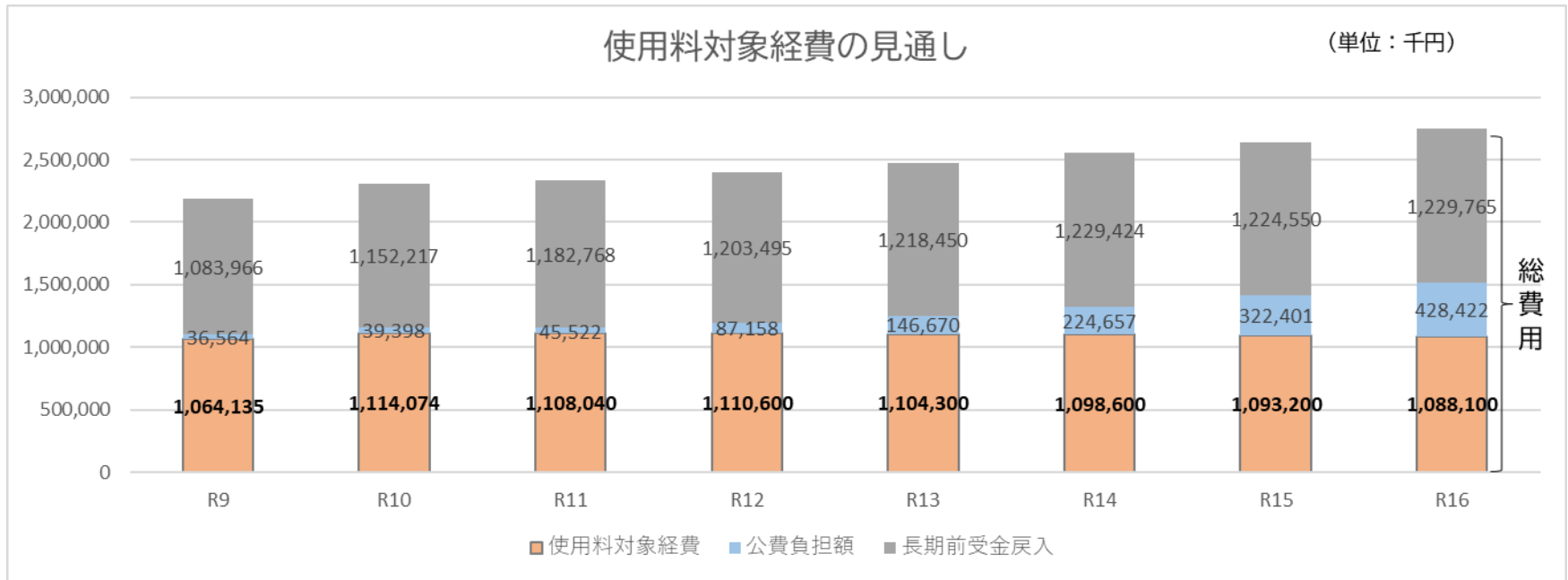
ストックマネジメント計画や総合地震対策計画をもとに投資計画を定めています。

財源

適債性のある支出については、全て企業債で賄うこととしています。国庫補助金は、要望額の9割で計上しています。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-6 使用料対象経費の算定



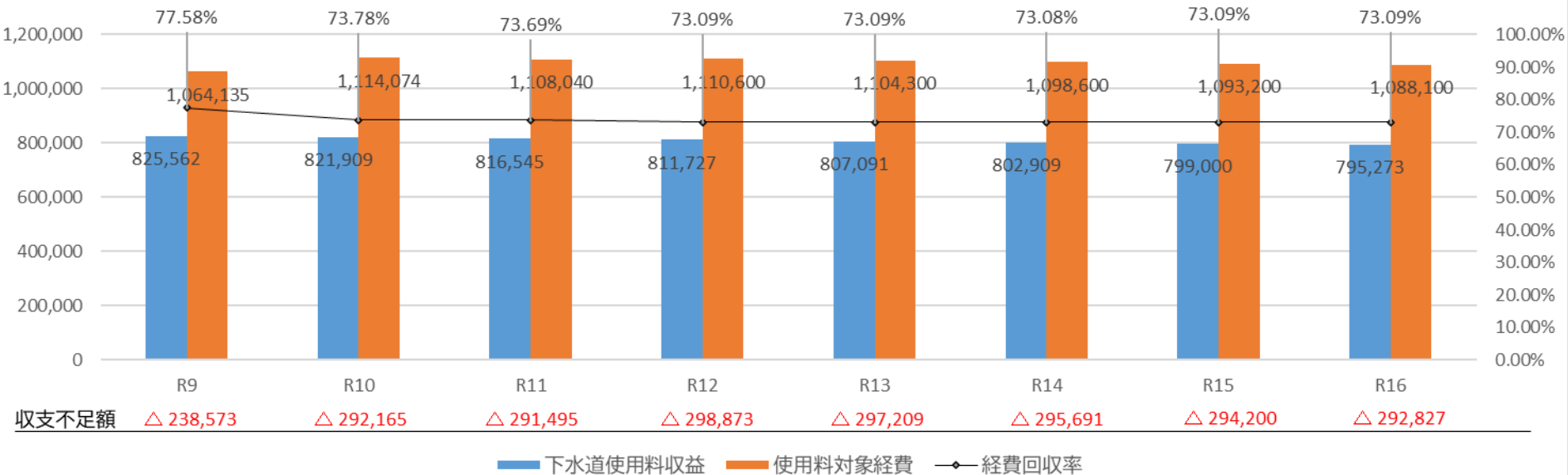
総費用から公費で負担すべき経費と長期前受金戻入に相当する額を控除したものが使用料対象経費となります。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-7 収支過不足の確認

下水道使用料収益と使用料対象経費

(単位：千円)



使用料対象経費に対して、下水道使用料収益が不足していることが分かります。
下水道使用料＝使用料対象経費となると、経費回収率が 100%となります。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-7 収支過不足の確認（資金収支）



「下水道使用料算定の基本的考え方」では、使用料対象経費に対する下水道使用料収益の不足額のほか、資金収支についても考慮することが適当とされています。

令和15年度には、内部留保資金が枯渇する見通しとなっており、資金不足回避のため、内部留保資金残高も考慮する必要があります。

2. 下水道使用料改定の考え方

2-8 下水道使用料改定の必要性

使用料算定期間

- ・ 令和9年度から13年度の5年間で設定



収支の見積り

- ・ 有収水量の推計をもとにした下水道使用料収益の見積り
- ・ 物価上昇を見込んだ費用の見積もり
- ・ スtockマネジメント計画等を踏まえた投資計画



使用料対象経費の算定

- ・ 下水道事業の総費用のうち、下水道使用料で賄うべき経費を算定



収支過不足の確認

- ・ 下水道使用料で賄うことができない汚水処理費の額を把握
- ・ 内部留保資金も将来的に不足する見込み



下水道使用料の改定が必要

- 汚水処理費を賄うことができる下水道使用料の確保
- 内部留保資金の確保

3. 令和9年度下水道使用料改定の方針（案）

3-1 経費回収率

知多市下水道事業経営戦略

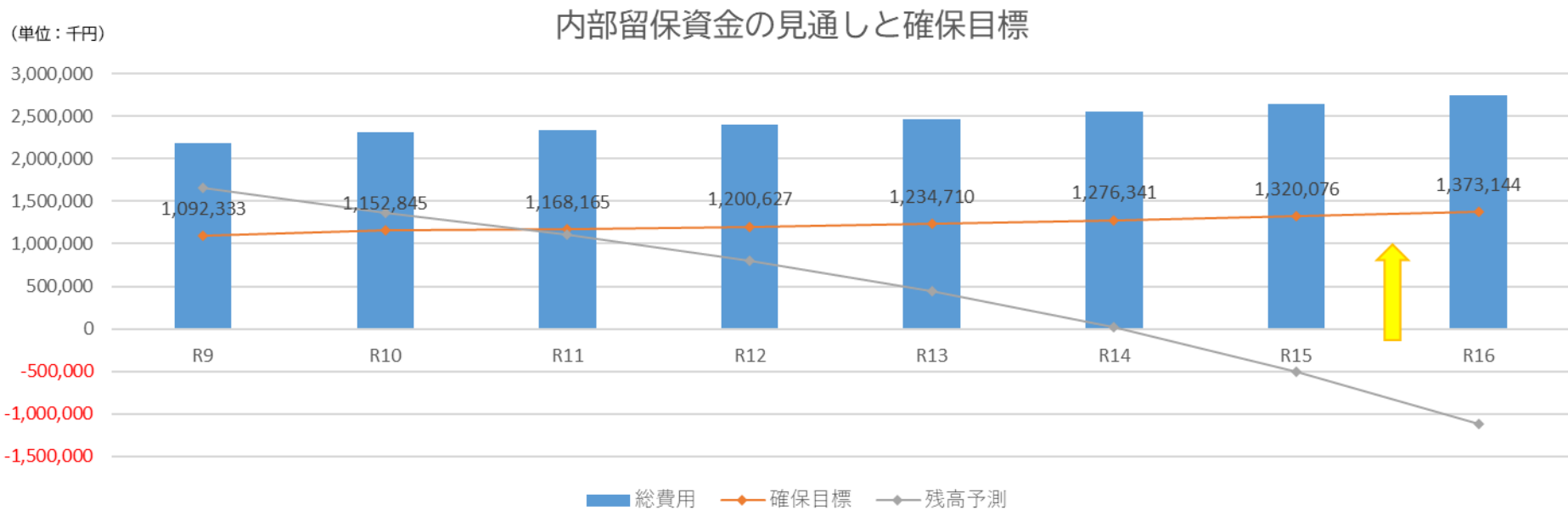


下水道事業経営戦略では、2回の使用料改定を経て、令和16年度の経費回収率100%を達成することを経費回収率改善のロードマップとして掲げています。

これに基づき、今回の下水道使用料改定では、**令和16年度に目標達成が可能な水準までの改定を目指します。**

3. 令和9年度下水道使用料改定の方針（案）

3-2 内部留保資金残高の目標（案）



経費回収率のほか、資金不足も懸案事項となっています。

大規模災害が発生した場合、復旧までに半年以上の期間を要する場合も想定されます。使用料の現金収入が見込めない一方で、応急復旧や下水道が使用可能な地域から流入する汚水の処理等の支出に係る資金需要は発生します。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、能登町が約半年間にわたり、水道料金と下水道使用料を全額免除しており、使用料収入がなかった実績があることから、緊急時にも、必要な業務を継続し、応急復旧に対応できるよう、各年度総費用1/2の額を内部留保資金として確保します。

3. 令和9年度下水道使用料改定の方針（案）

3-3 まとめ

(1) 改定時期 令和9年10月

令和8年度以降、赤字経営が続く見込みで、健全な経営状況とはいえません。最短で改定可能な令和9年10月とします。

(2) 算定期間 5年間

令和9年度から次回の使用料改定想定年度の前年度である令和13年度までの5年間を算定期間とします。

(3) 改定目標 以下の2項目

- 令和16年度経費回収率100%を実現可能な目標
- 内部留保資金残高について、各年度総費用1/2の額を確保

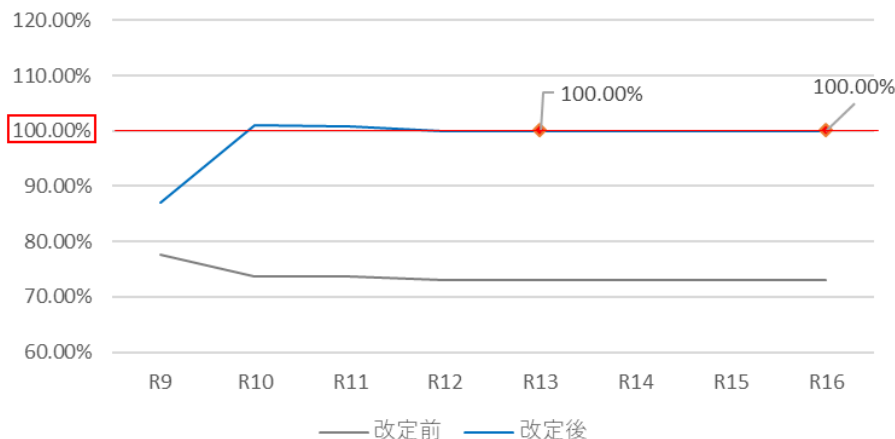
4. 令和9年度下水道使用料改定の検討

4-1 令和9年度下水道使用料改定案①

【目標】 国が示す目標単価

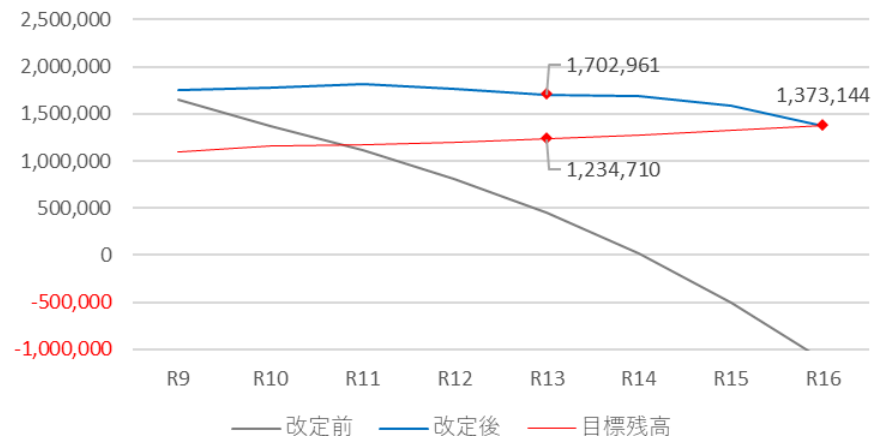
【改定率】 136.82% 【使用料単価】 150.00円

経費回収率推移予測比較



内部留保資金予測比較

(単位: 千円)



(参考1) 1か月20m³使用した場合の使用料(税込み) 2,222円 ⇒ 3,040円(+818円)

※使用料体系未定のため、現在の使用料体系をもとに計算した20m³の使用料に改定率を乗じた額であるため、あくまで目安です。

(参考2) 2回目の使用料改定で目標達成するために必要な改定率110.62%

※今回掲げている経費回収率と内部留保資金の改定目標を令和16年度に達成するための改定率です。

2回目の改定時には、企業債充当率等の経営状況に応じた別の目標を設定する場合があるため、あくまで目安です。

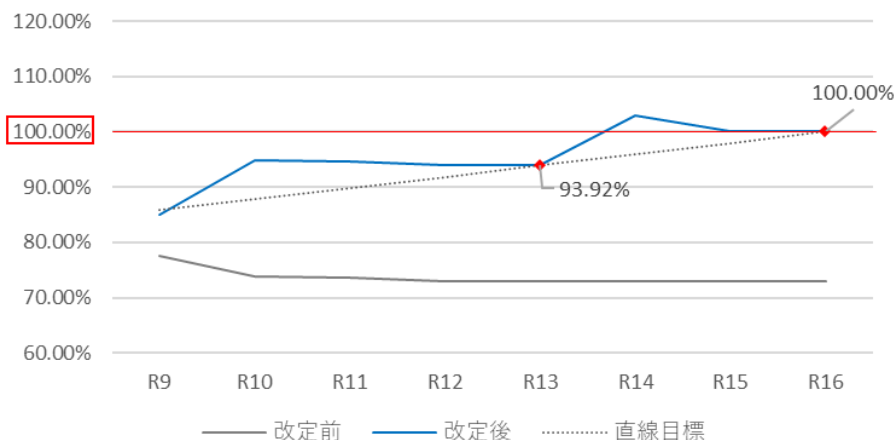
4. 令和9年度下水道使用料改定の検討

4-2 令和9年度下水道使用料改定案②

【目標】 令和13年度の経費回収率が直線目標値を達成

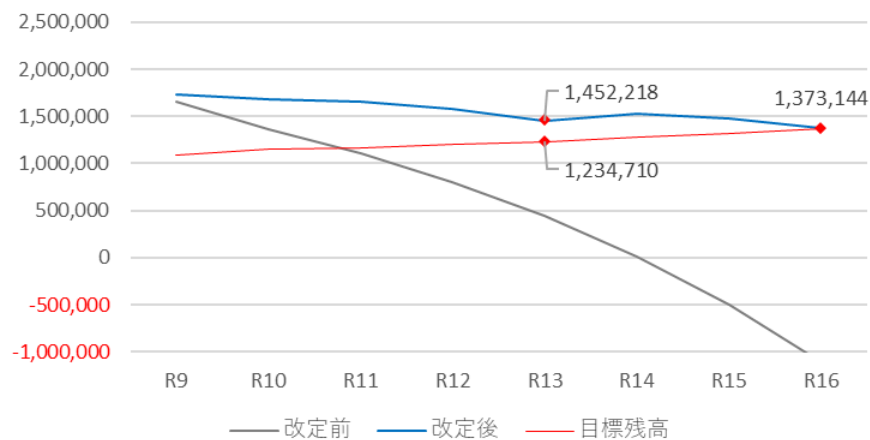
【改定率】 128.51% 【使用料単価】 140.89円

経費回収率推移予測比較



内部留保資金予測比較

(単位: 千円)



(参考1) 1か月20³使用した場合の使用料(税込み) 2,222円 ⇒ 2,855円(+633円)

※使用料体系未定のため、現在の使用料体系をもとに計算した20³の使用料に改定率を乗じた額であるため、あくまで目安です。

(参考2) 2回目の使用料改定で目標達成するために必要な改定率127.32%

※今回掲げている経費回収率と内部留保資金の改定目標を令和16年度に達成するための改定率です。

2回目の改定時には、企業債充当率等の経営状況に応じた別の目標を設定する場合があるため、あくまで目安です。

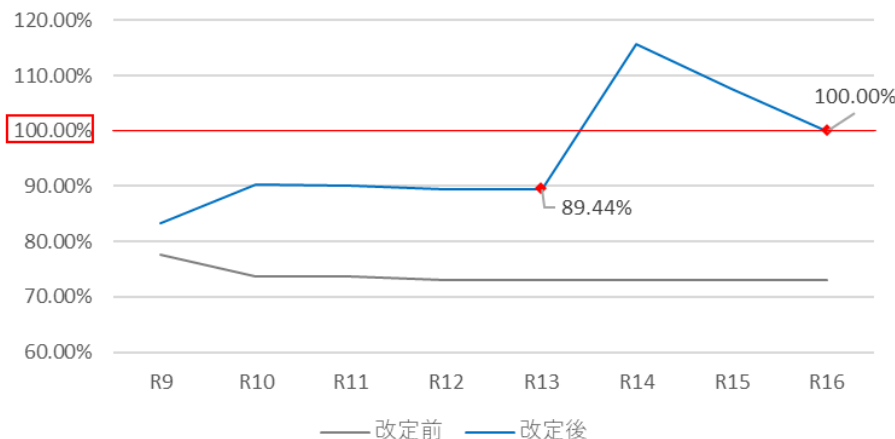
4. 令和9年度下水道使用料改定の検討

4-3 令和9年度下水道使用料改定案③

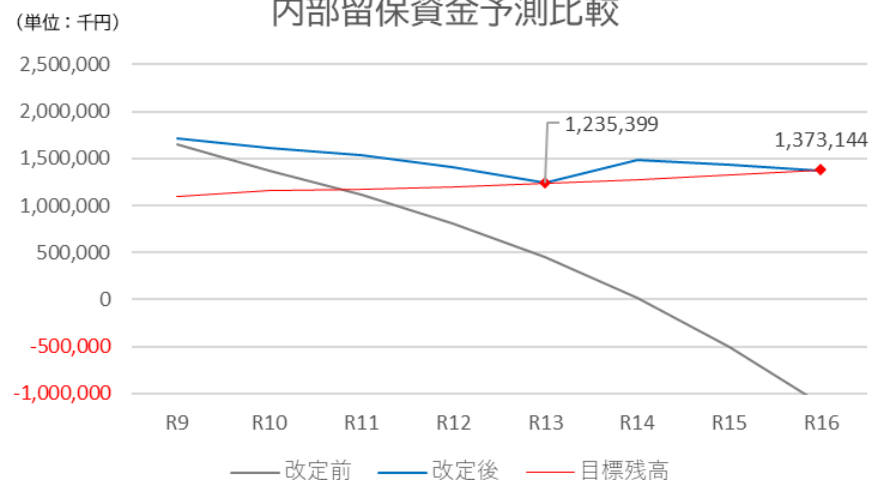
【目標】 令和13年度末内部留保資金残高の目標額確保（総費用の1/2）

【改定率】 122.36% 【使用料単価】 134.15円

経費回収率推移予測比較



内部留保資金予測比較



(参考1) 1か月20m³使用した場合の使用料(税込み) 2,222円 ⇒ 2,719円(+497円)

※使用料体系未定のため、現在の使用料体系をもとに計算した20m³の使用料に改定率を乗じた額であるため、あくまで目安です。

(参考2) 2回目の使用料改定で目標達成するために必要な改定率150.30%

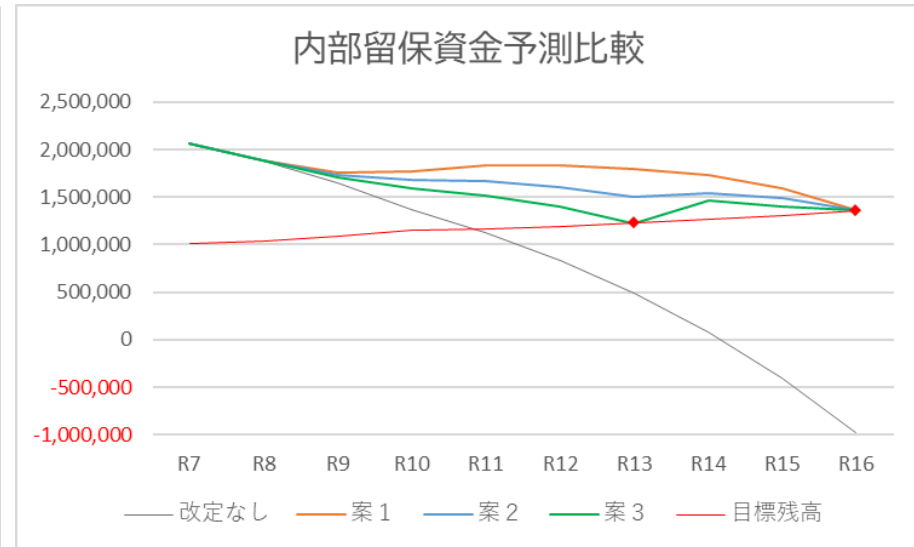
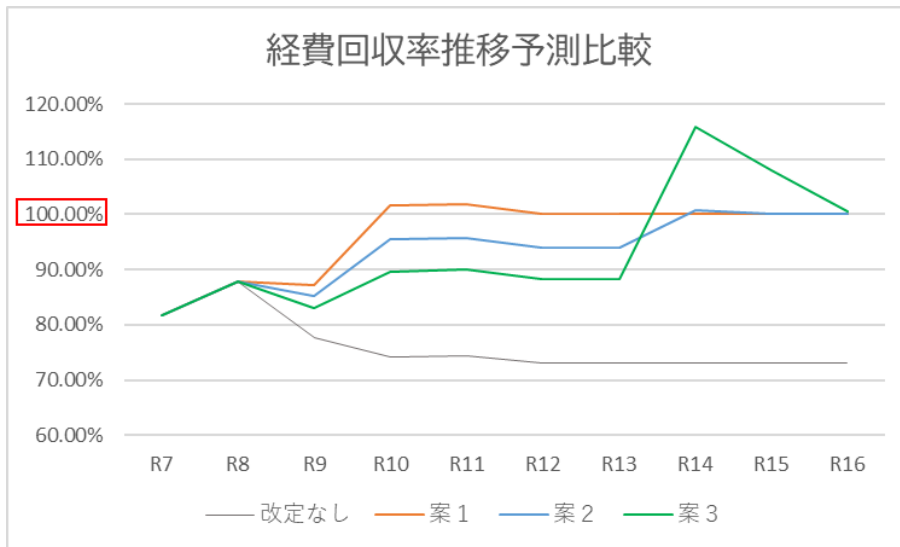
※今回掲げている経費回収率と内部留保資金の改定目標を令和16年度に達成するための改定率です。

2回目の改定時には、企業債充当率等の経営状況に応じた別の目標を設定する場合があるため、あくまで目安です。

4. 令和9年度下水道使用料改定の検討

4-4 令和9年度下水道使用料改定案（まとめ）

	目標水準	平均改定率	使用料単価	目安増加額 (月・税込み) (※1)	2回目 改定率目安 (※2)
案1	使用料単価150円	136.82%	150.00円	+818円	110.62%
案2	R13経費回収率が直線目標値を達成	128.51%	140.89円	+633円	127.32%
案3	R13末内部留保資金の目標額を確保	122.36%	134.15円	+497円	150.30%



(※1)使用料体系未定のため、現在の使用料体系をもとに計算した20m³の使用料に改定率を乗じた額であるため、あくまで目安です。

(※2)今回掲げている経費回収率と内部留保資金の改定目標を令和16年度に達成するための改定率です。
2回目の改定時には、企業債充当率等の経営状況に応じた別の目標を設定する場合があるため、あくまで目安です。

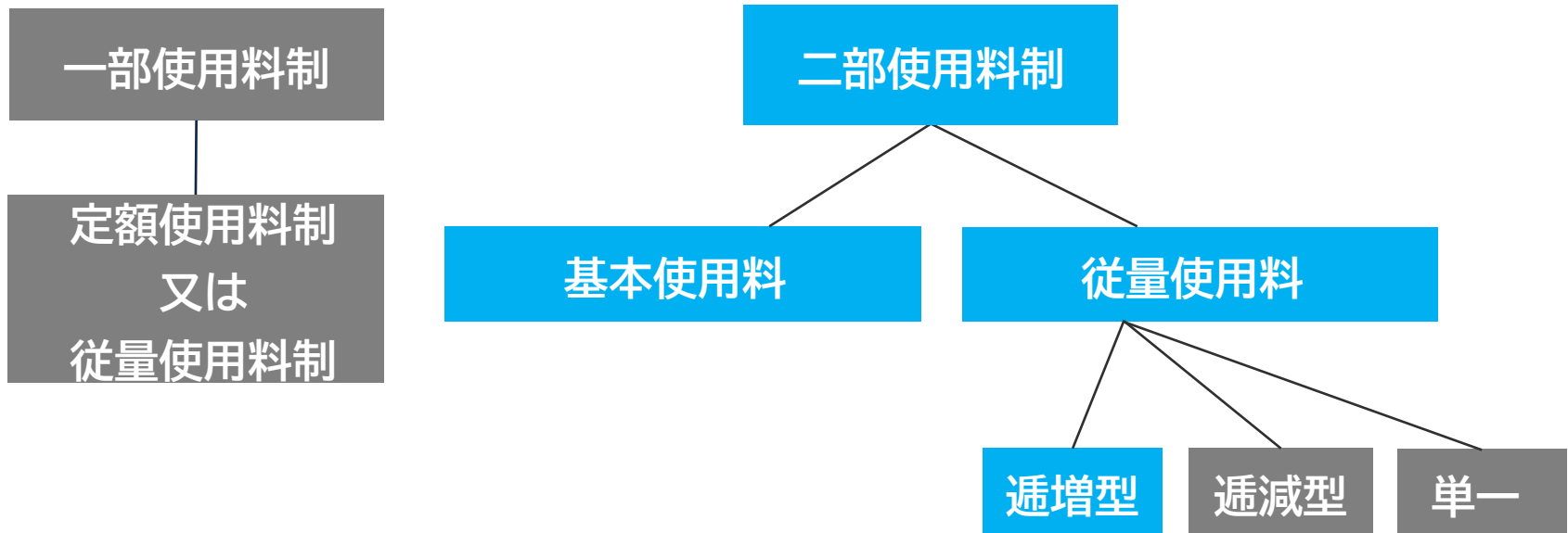
5. 下水道使用料体系について

5-1 下水道使用料の体系図

使用料の構成には、定額使用料制又は従量使用料制のいずれかである一部使用料制、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制などがあります。

従量使用料については、汚水量に応じて単価が変動するもの（逓増・逓減）と単一のものがあります。

本市は、二部使用料制で、従量使用料は逓増型となっています。



※この他に水質使用料などの特殊な使用料体系を設定する場合があります。

5. 下水道使用料体系について

5-2 知多市下水道事業の使用料体系について

知多市下水道事業の使用料体系は以下のとおりです。

基本使用料は1か月当たり380円を設定しています。

従量使用料は、1か月10 m^3 まで、10 m^3 ～20 m^3 、20 m^3 ～40 m^3 、40 m^3 ～100 m^3 、100 m^3 超の5区分で設定し、汚水量が増加するほど単価が高くなる逡増型を採用しています。

基本使用料	従量使用料（逡増型）	
	1か月の汚水量	1 m^3 当たりの使用料
1か月当たり 380円	10 m^3 までの分	53円
	10 m^3 を超えて20 m^3 までの分	111円
	20 m^3 を超えて40 m^3 までの分	121円
	40 m^3 を超えて100 m^3 までの分	131円
	100 m^3 を超える分	141円

5. 下水道使用料体系について

5-3 下水道使用料の基本原則

下水道法第20条において下水道使用料の基本原則が定められています。

使用料の設定にあたっては、妥当性（サービスに合わせた妥当なものであること）、適正な原価（効率化を図ることで無駄なコストを省いて事業運営を行える適正な原価であること）、明確性（定率又は定額で明確に定めること）、公平性（使用者間の負担の公平性を担保する使用料設定であること）が求められます。

【下水道法第20条第1項】

公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

【下水道法第20条第2項】

使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

5. 下水道使用料体系について

5-4 使用料体系の原則と検討にあたっての視点

- 使用料体系とは、公費及び私費の負担区分に基づき算定された使用料対象経費を、個々の使用者に対してどのように配分し、負担させるかということを体系化したものです。
- 使用料体系の原則として、個々の排水に要する個別原価に基づき設定（個別原価主義）することで、客観的公平性が確保できます。
- 一方で、公平性の視点に加え、使用者の激変緩和や経営環境の変化への対応などにも配慮して検討する必要があるため、以下のとおり3つの検討の主な視点を設定しています。

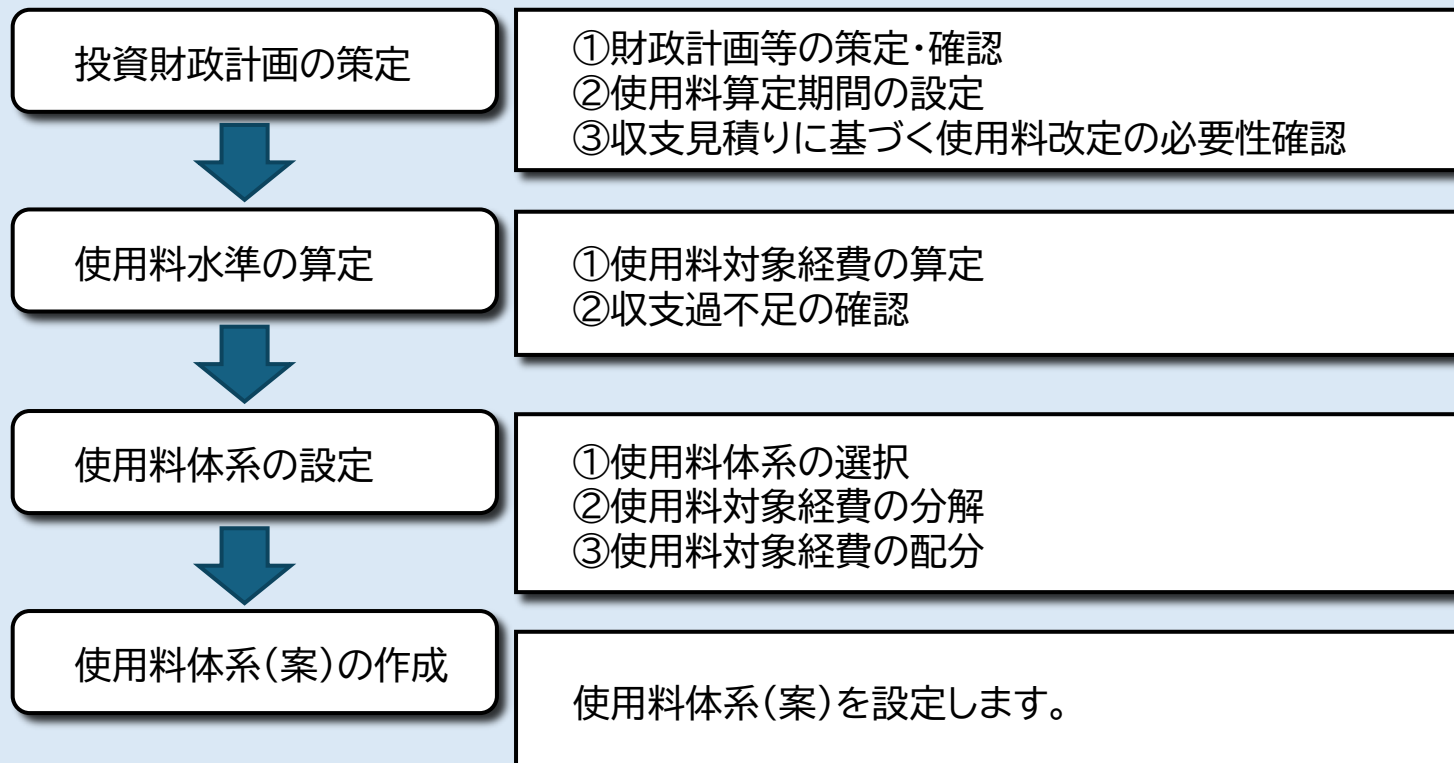
使用料体系の検討の主な視点		考え方
公平性	客観的公平の確保	個々の排水に要する個別原価に基づく使用料設定
使用者負担	激変緩和	急激な負担増加とならないよう配慮
健全経営	経営環境の変化に強い使用料体系	現状起きている水量減少の影響を受けにくい使用料体系

5. 下水道使用料体系について

5-5 使用料体系作成までの手順

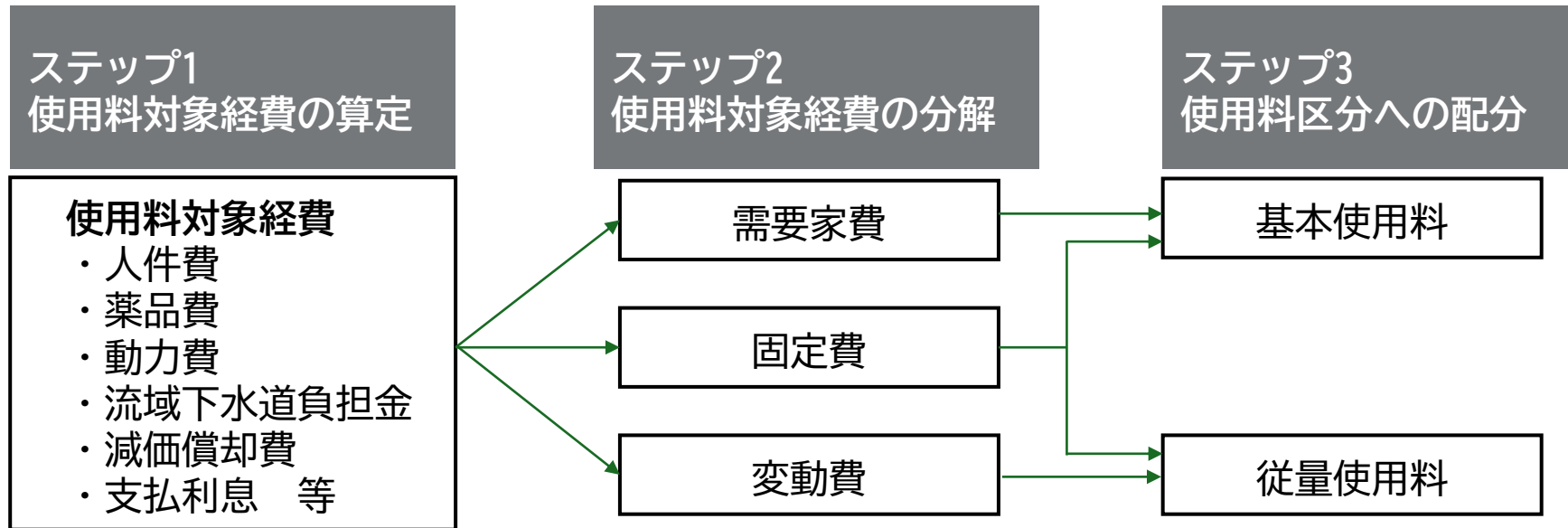
使用料体系設定までの手順は次のとおりです。

使用料体系設定までの流れ



5. 下水道使用料体系について

5-6 基本使用料及び従量使用料の算定の流れ



下水道使用料対象経費は、需要家費・固定費・変動費に区分され、需要家費と固定費を基本使用料、汚水排出量に応じて増加する変動費を従量使用料で回収するものとされています。しかし、下水道事業は固定費の割合が大きいため、基本どおりに設定すると一般家庭の負担が過大となることから、固定費の一部を従量使用料に配分することが妥当とされています。

5. 下水道使用料体系について

5-7 想定される使用料体系の検討の視点

使用料体系を検討するにあたっては、主に①基本使用料と従量使用料の収入割合、②従量使用料の逡増度の設定が検討ポイントとなることが想定されます。

基本使用料	従量使用料（逡増型）	
	1 か月の汚水量	1 m ³ 当たりの使用料
1 か月当たり 380円	10m ³ までの分	53円
	10m ³ を超えて20m ³ までの分	111円
	20m ³ を超えて40m ³ までの分	121円
	40m ³ を超えて100m ³ までの分	131円
	100m ³ を超える分	141円

ポイント② 従量使用料の逡増度をどのように設定するか

ポイント① 基本使用料と従量使用料をどのような収入割合とするか

【参考】使用料体系に関する主な用語説明

項目	説明
一部使用料制	定額使用料又は汚水量に応じて算定される従量使用料のいずれかを採用した使用料制度
二部使用料制	基本使用料と従量使用料とを組み合わせた使用料制度
基本使用料	汚水量の有無にかかわらず負担される使用料
従量使用料	汚水量に応じて負担される使用料で汚水量に単価を乗じて計算される
単一型 (従量使用料)	汚水量の多寡にかかわらず、単価を均一とした従量使用料制度
逡増(減)型 (従量使用料)	汚水量の多寡により、単価が変動する従量使用料制度。汚水量の増加に伴い単価が上がるものを逡増型、下がるものを逡減型という
需要家費	汚水量の多寡に関係なく、需要家(下水道使用者)の数によって変動する費用(例：使用料徴収委託料等)
固定費	維持管理費や減価償却費のように、汚水量の多寡に関係なく下水道施設を適正に維持していくために固定的に必要とされるもののうち、需要家費に属するものを控除した費用
変動費	時間外勤務手当、薬品費、動力費のように、概ね汚水量の増減に比例する費用